

第Ⅰ章 本研究の概要

1. 研究の背景

平成 28 年 12 月 21 日、中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申が取りまとめられた。この答申の中で、「新しい学習指導要領の着実な実施を図るため、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体等が連携し、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善のための研究開発に取り組み、各学校での教育課程の編成や学習指導の改善・充実を支援していくことが重要である。」こと、「さらに、将来の学習指導要領の改訂に資するよう、新学習指導要領に基づく教育課程編成、実施について、全国的な状況を経年で把握・分析していくことが重要である。」と示された。これを受けて、本研究所では、第 4 期中期目標期間において、基幹研究（横断的研究）「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」として研究を実施した。

平成 28 年度～平成 29 年度の 2 年間は、通常の学級に軸を置き、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てた研究を実施した。インクルーシブ教育システム構築において一つの重要な役割を果たすと考えられる通常の学級と通級の学びの連続性に焦点を当てて、市区町村教育委員会、学校長、担任への全国調査と一部訪問調査をもとに通常の学級担任を対象とした手引を作成した。

平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間の研究においては、これらの研究知見を基に、学習指導要領の改訂を踏まえ、通常の学級と通級による学びの連続性はもちろん、特別支援学級、特別支援学校を含め、より幅広く、新学習指導要領に基づいて各学校が取り組む教育課程の改善に焦点を当てた調査研究、事例研究を行った。

平成 29 年に公示された学習指導要領は、移行期間を経て令和 2 年度から順次実施されている。学習指導要領の円滑な実施と教育活動の充実を図るための課題分析や知見提供は、本研究所の重要な役割である。この実施状況についての経年調査に加え、インクルーシブ教育システム構築と推進に欠かせない多様な学びの場の充実と連続性の確保の視点から、教育課程の連続性や学びの場を横断する場合の教育課程の接続や評価の方法も重要になる。

本研究により、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施に関する具体的な資料が得られ、事例研究によって教育課程の評価・改善に係る具体的な取組の方策が示される。それにより、各学校において教育課程の連続性を踏まえた教育課程の編成・実施から評価・改善に至る PDCA サイクルを確立することにつながることを期待される。

2. 研究の目的

新しい学習指導要領の着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成・実施が特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級に求められる。これを踏まえ本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、新しい学習指導要領に基づ

いた教育課程の編成・実施状況を把握することを目的に、調査により全国的な状況の把握・分析を行う。

この目的と関連し、調査結果から得られる知見を補完する情報が得られるように、各学校が新しい学習指導要領に基づいて、教育課程の編成・実施・評価・改善をどのように進めるか、その具体的な取組みを明らかにするための事例研究を行う。

本研究所において、平成 30 年度から令和 2 年度に取り組んだ基幹研究（横断的研究）「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」の成果を踏まえて実施する本研究では、学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程の下で、以下の点を把握することを目的として研究を実施する。

- ① 教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理する。
- ② 教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにする。

調査結果の分析及び事例研究により、教育課程の編成のための作業内容や作業手続き等の全体について、具体的に教育課程を編成する際の視点や考え方等を整理し、教育課程の連続性を踏まえた教育課程の編成・実施から評価、改善に至る PDCA サイクルの考え方を示す。

以上の目的に沿って本研究を進めることで、学習指導要領の円滑実施への寄与及び将来の政策立案、学校現場での教育課程改善、次期学習指導要領改訂への寄与を目指す。

3. 研究計画

本研究は、2 年計画で実施されている。主として、教育課程の編成・実施状況に関する調査、教育課程の改善に係る事例研究により構成している。2 年間の計画概要を図 I-1 に示す。

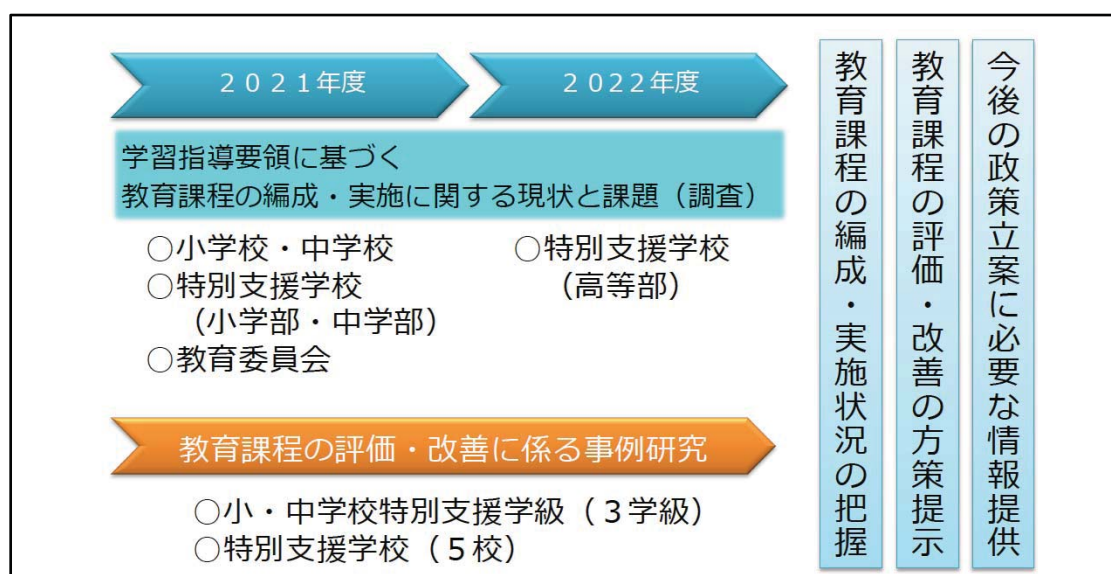


図 I-1 2 か年の研究計画概要

4. 本報告書の構成

(1) 各章のまとめ方

本研究では、調査研究として、特別支援学級を設置する小学校及び中学校と設置主体の指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、小・中学部及び高等部を設置する公立特別支援学校と設置主体の都道府県教育委員会、指定都市教育委員会を対象に実施した。また、事例研究として、小学校2校、中学校1校の特別支援学級と、特別支援学校5校に研究協力を依頼し、学校における教育課程の改善に係る取組を示した。

各研究は、内容ごとに章立てしながら結果や考察を示し、第8章において総合考察を示すこととした。第2章以降の構成は、以下のとおりである。

第Ⅱ章 小・中学校特別支援学級における特別の教育課程

第Ⅲ章 特別支援学校における準ずる教育課程

第Ⅳ章 特別支援学校における知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程

第Ⅴ章 特別支援学校における自立活動の指導

第Ⅵ章 特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントの課題

第Ⅶ章 教育委員会における教育課程の管理

第Ⅷ章 研究のまとめ

第Ⅸ章 資料

(2) 調査研究の方法と結果等を記載した章

①対象と抽出方法

調査は、特別支援学級を設置する小学校及び中学校と設置主体の指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、小・中学部及び高等部を設置する公立特別支援学校と設置主体の都道府県教育委員会、指定都市教育委員会を対象に実施した。いずれも本研究所の倫理審査部会の許諾を得て実施した。

a. 特別支援学級を設置する小学校及び中学校（令和3年度実施；第Ⅱ章に掲載）

特別支援学級を設置する小・中学校を対象とした調査は、令和3年11月～12月に実施した。小学校及び中学校それぞれ600校の特別支援学級担任に対して質問紙を配付した。併せて、対象校の設置者である各教育委員会に了知文を送付した。

学校基本調査を基に、小学校3年生、6年生、中学校3年生の児童生徒が在籍する学校を抽出した。学級数が少ない弱視、言語障害、難聴、病弱・身体虚弱、肢体不自由の5つの障害種の学級が一定数（約50）含まれるようにし、残りを知的障害と自閉症・情緒障害に均等に割り当てて確率比例抽出し、600校を抽出した。回答は、小学校3年生、6年生、中学校3年生のそれぞれの学年において、名前の50音順で一番の児童生徒について回答を求めた。

調査の結果、小学校及び中学校それぞれ600校のうち、小学校195校、中学校180校から回答があった。回収率は、小学校32.5%、中学校30.0%、小学校及び中学校合わせて

375 校から回答があり、回収率は 31.3%であった。

b. 小学部及び中学部を設置する公立特別支援学校（令和 3 年度実施；第Ⅲ章～第Ⅵ章に掲載）

本調査では、小学部及び中学部を設置する公立特別支援学校全 868 校の教務主任を対象として質問紙を配布した。併せて、対象校の設置者である各教育委員会に了知文を送付した。

複数障害種の教育部門を併設する学校もあることから、複数障害種の部門がある学校の回答にあたっては、指定した一つの障害教育部門について回答してもらうようにした。指定の方法は、視覚障害、聴覚障害、病弱の部門を優先して回答部門を指定した。また、知的障害と肢体不自由の併設校は、均等に分けて本調査の回答部門を指定した。その結果、本調査の対象となる特別支援学校の障害種の内訳は視覚障害特別支援学校 61 校、聴覚障害特別支援学校 87 校、知的障害特別支援学校 450 校、肢体不自由特別支援学校 196 校、病弱特別支援学校 74 校であった。

調査項目は、各教育課程の授業時数の他、知的障害特別支援学校の教科に焦点を当て、使用教科書や各教科等を合わせた指導の指導内容・授業時数等を明確にする取組、学習評価を円滑に行うための取組を把握する項目を設定した。自立活動の指導については、指導時間の設定や個別の指導計画の作成及び学習評価に関する項目を設けたほか、カリキュラム・マネジメントの課題を把握する項目も設定した。なお、教育課程の編成状況等を尋ねる項目においては、対象を小学部第 3 学年、第 6 学年及び中学部第 3 学年とした。また、授業時数については、教育委員会に届け出ている時数とした。

調査対象の 868 校のうち、544 校から回答があった。障害種ごとの回答数及び回収率は、視覚障害特別支援学校 48 校（78.7%）、聴覚障害特別支援学校 65 校（74.7%）、知的障害特別支援学校 264 校（58.7%）、肢体不自由特別支援学校 116 校（59.2%）、病弱特別支援学校 51 校（68.9%）であった。障害種を合計した回収率は、62.7%であった。

c. 高等部を設置する公立特別支援学校（令和 4 年度実施；第Ⅲ章～第Ⅵ章に掲載）

本調査では、学校基本調査を基に、高等部普通科を設置する公立特別支援学校全 812 校の教務主任を対象として質問紙を配布した。併せて、対象校の設置者である各教育委員会に了知文を送付した。

複数障害種の部門がある学校の回答にあたっては、小学部及び中学部の調査と同様、指定した一つの障害教育部門について回答してもらうようにした。指定の方法は、視覚障害、聴覚障害、病弱の部門を優先して回答部門を指定した。また、知的障害と肢体不自由の併設校は、均等に分けて本調査の回答部門を指定した。その結果、本調査の対象となる特別支援学校の障害種の内訳は、視覚障害特別支援学校 55 校、聴覚障害特別支援学校 55 校、知的障害特別支援学校 449 校、肢体不自由特別支援学校 197 校、病弱特別支援学校 56 校であった。

調査対象の 812 校のうち、481 校から回答があった。障害種ごとの回答数及び回収率

は、視覚障害特別支援学校 34 校（61.8%）、聴覚障害特別支援学校 41 校（74.5%）、知的障害特別支援学校 251 校（55.9%）、肢体不自由特別支援学校 114 校（57.8%）、病弱特別支援学校 41 校（73.2%）であった。障害種を合計した回収率は、59.2%であった

d. 教育委員会（令和 3 年度実施；第Ⅶ章に掲載）

小学校及び中学校の設置主体の教育委員会については、20 の指定都市教育委員会は悉皆とし、残りの 580 は各都道府県の指定都市を除く市区町村教育委員会数に比例して都道府県ごとに抽出数を割り当てて抽出した。調査項目は、特別支援学級の教育課程の把握内容や把握方法に関する項目及び特別支援学級の教育課程編成に関する説明会の実施に関する項目とした。なお、前者については、「各教科等を合わせた指導」についての届け出内容に関する設問を含めた。調査対象の 600 機関のうち、246 機関から回答が得られ、回収率は 41.0%であった。そのうち、指定都市は 10 機関（50.0%）、その他の市区町村教育委員会は 236 機関（40.7%）であった。

特別支援学校の設置主体の教育委員会については、都道府県及び特別支援学校を設置する指定都市の教育委員会 62 機関の指導主事を対象に悉皆調査を実施した。調査項目は、知的障害特別支援学校の教科に焦点を当て、「各教科を合わせた指導」の授業時数や指導内容等の管理状況、学習評価を円滑に進めるための教育委員会の取組状況を把握する項目を設定した。調査対象の 62 機関のうち、57 機関から回答が得られ、回収率は 91.9%であった。

なお、研究協力機関における「特別支援学校の教育課程の改善に向けた教育委員会の取組」について、第Ⅶ章に掲載した。

② 実施期間

小学部及び中学部を設置する公立特別支援学校及び都道府県教育委員会、指定都市教育委員会を対象とした調査を令和 3 年 8 月～9 月にし、小・中学校及び指定都市教育委員会、市区町村教育委員会を対象とした調査を令和 3 年 11 月～12 月に実施した。そして、高等部を設置する公立特別支援学校を対象とした調査を令和 4 年 8 月～9 月に実施した。

③ 回答方法

調査方法は、質問紙調査法を用いた。対象の学校及び教育委員会に依頼文を送付し、調査への協力を依頼した。回答については、本研究所のホームページより回答シートをダウンロードし、回答入力後に電子メールでの提出を求めた。

④ 倫理的配慮

インフォームド・コンセントの手続きとして、学校長宛ての依頼文書、および質問紙の鏡文に、本調査の趣旨、および本調査の倫理上の配慮として、回答が回答者の自由意思による旨を依頼文に明示した。また、研究成果を公表する場合、個人が特定できるような形で結果の公表を行わない旨も依頼文に明示した。

研究資料は、匿名化した上で管理し、電子媒体には第三者が研究対象者を特定できる情

報を含めないこととし、得られた研究資料は、研究代表者並びに研究分担者の研究ブースまたは教育課程研究チーム研究室にある鍵付きロッカー内に、匿名化した上で申請者が厳重に保管することとした。また、研究資料は、研究終了後、研究所の規定に基づき適切に破棄することとした。以上の手続きは、本研究所内の倫理審査部会での審査を経ている（申請番号：2021-12、2021-13、2021-27、2021-28、2022-15）。

（３）事例研究の方法と結果等を記載した章

本研究においては、教育課程の編成・実施・評価・改善に係る取組として、小学校２校、中学校１校の特別支援学級と、特別支援学校５校に研究協力を依頼し、事例研究を行った。事例研究の研究協力機関として選定された学級・学校は、これまでの本研究所の教育課程研究や研究員の情報収集により、教育課程の改善につながる取組を進めている学級・学校を選定した。選定した学級・学校の主な取組内容と結果等を記載した章の一覧を表Ⅰ-１に示す。

特別支援学級における取組の具体的な内容は、特別の教育課程編成に関わる作業や手続きの見直しを含めた学校組織体制、交流及び共同学習における通常の学級との連携、自立活動の個別の指導計画作成の工夫、知的障害のある生徒の学習習得状況の把握と指導目標及び指導内容設定の工夫等である。また、特別支援学校における取組の具体的な内容は、各教科等を合わせた指導（指導の形態）の検討を通じた年間指導計画及び教育課程の改善、学部や学校間の連携を踏まえた個別の指導計画作成の工夫、教科横断的な総合的な学習の時間を実施するための取組、「育みたい資質・能力」の明確化と「年間指導計画モデル」の活用と改善、自立活動の個別の指導計画作成システムの工夫と教育課程の改善に係る学校の取組である。

表Ⅰ-１ 事例研究の概要及び結果等を記載した章

学校・学級（障害種）	事例研究の主な内容	結果等を記載した章
1 特別支援学級 （小：知的障害）	特別の教育課程に関わる作業や手続きの見直し、 学校組織体制に関する取組	第Ⅱ章
2 特別支援学級 （小：自閉症・情緒障害）	交流及び共同学習における通常の学級との連携、 自立活動の個別の指導計画の作成の工夫	第Ⅱ章
3 特別支援学級 （中：知的障害）	知的障害のある生徒の学習状況の把握と学習評価の工夫	第Ⅱ章
4 特別支援学校 （聴覚障害）	隣接する小学校と交流及び共同学習を実施するための工夫	第Ⅲ章
5 特別支援学校 （聴覚障害）	教科横断的な総合的な学習の時間を実施するための取組	第Ⅲ章
6 特別支援学校 （知的障害）	「育みたい資質・能力」の明確化、「年間指導計画モデル」の活用と改善	第Ⅳ章
7 特別支援学校 （肢体不自由）	学習評価に基づいた年間指導計画、教育課程の改善に係る学校の取組	第Ⅳ章及び第Ⅵ章
8 特別支援学校 （肢体不自由）	自立活動の個別の指導計画の作成システムの工夫と教育課程の改善に係る学校の取組	第Ⅴ章

（吉川知夫）